

## 特定非営利活動法人 BEACH TOKAI 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 BEACH TOKAI という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市緑区滝ノ水一丁目 1114 番地に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民およびスポーツ愛好者に対して、ビーチバレーの普及・振興、競技環境の整備、及び教育・啓発活動に関する事業を行い、地域社会のつながりの希薄化や青少年の健全育成に係る課題の改善・解決を図り、スポーツ文化の向上と地域の活力の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ビーチバレー教室・大会企画・運営事業
- (2) スポーツ体験イベント開催事業
- (3) スポーツ指導者育成・研修事業
- (4) 国内外のビーチバレー団体との連携・交流事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前 2 項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局の設置)

第 20 条 この法人に、事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記

名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 2 月 1 日に始まり翌年 1 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾

を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	富田 譲
副理事長	高木 雅規
理事	日野 雅之
同	池田 泰崇
同	小林 和正
監事	吉田 綾

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和8

年1月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員 入会金 5,000円 年会費 12,000円

(2)賛助会員 入会金 10,000円 年会費 0円

役員名簿

特定非営利活動法人 BEACH TOKAI

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	トミダ ユズル 富田 譲		有
理事	タカギ マサノリ 高木 雅規		無
理事	ヒノ マサユキ 日野 雅之		無
理事	イケダ ヤスタカ 池田 泰崇		無
理事	コバヤシ カズマサ 小林 和正		無
監事	ヨシダ リョウ 吉田 綾		無

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

本法人は、ビーチバレーを通じて地域社会の健全な発展とスポーツ文化の振興を図ることを目的として設立します。

近年、都市部においては子どもたちの運動不足や地域コミュニティの希薄化が深刻な課題となっており、スポーツを通じた交流や健全育成の機会が求められています。特にビーチバレーは、年齢や性別、経験を問わず誰もが楽しめるスポーツであり、屋外での活動を通じて健康増進や仲間づくりにもつながる有効な手段です。

本法人は、ビーチバレー教室や大会の開催、スポーツ体験イベント、スポーツ指導者の育成、地域住民との交流を目的とした活動を通じて、地域に根ざした活動を展開してまいります。これらの活動は、学校のクラブ活動の枠を超え、地域全体を巻き込んだ公益的な取り組みとして位置づけられます。

そのため、活動の継続性、安定性、社会的信頼性を確保するためには、法人格の取得が不可欠であると考え、特定非営利活動法人としての設立を決意いたしました。法人格を取得することで、社会的信用を高め、行政や他団体との連携を強化し、より多くの市民に開かれた活動を推進していく所存です。

### 2 申請に至るまでの経過

東海高校では2014年10月からビーチバレー愛好会として、東海中学校では2015年4月からバレーボール部ビーチバレー部門として活動を開始し、2020年4月には高校ではビーチバレー同好会へと昇格をして活動をしました。発足当初は中学生1名からのスタートでしたが、現在では中学生29名、高校生11名の計40名が在籍するまでに成長しています。

現在の活動は、平日放課後に校内のビーチバレーコートで練習を行い、週末は新舞子のビーチコート等を活用して練習や試合を行っています。こうした活動を通じて、競技力の向上だけでなく、仲間との協働、地域との交流、自然とのふれあいなど、教育的・社会的価値の高い成果を生み出しています。

しかし、学校の部活動としての枠組みでは、指導者の確保や資金調達、活動の継続性に限界があり、特に顧問教員の負担や人材不足が深刻な課題となっています。こうした状況を打破し、より持続可能で開かれた活動体制を構築するためには、学校外の支援体制と社会的な基盤が不可欠です。

そこで、私たちは特定非営利活動法人として法人格を取得し、地域・世代・学校の枠を超えた協働の場として、ビーチバレーを通じた公益的な活動を推進していくことを決意しました。法人化により、社会的信用を高め、行政や他団体との連携を強化し、地域社会に貢献する、持続可能で開かれたスポーツ・教育・交流のプラットフォームを構築してまいります。

令和7年7月10日

特定非営利活動法人 BEACH TOKAI

設立代表者

氏 名 富田 譲

特定非営利活動法人 BEACH TOKAI

令和7年度事業計画書

1. 事業実施の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする。

本法人の事業内容を多くの市民に周知するため、ホームページ開設準備を進める。

2. 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
(1) ビーチバレー 教室・大会企 画・運営事業	ビーチバレーの技術向 上と競技力育成を目的 とした教室及び大会の 企画・運営	(A)祝日・休日 (B)新舞子ビーチコ ート (C)1~3名	(D)教室・大会参 加者 (E)40~50名	212
(2) スポーツ体験 イベント開催事 業	子どもや青少年を対象 とした、ビーチバレーを 含むスポーツ体験イベ ントの開催及び普及啓 発活動	(A)年3回 (B)新舞子ビーチコ ート (C)1~3名	(D)イベント参 加者 (E)10名	39
(3) スポーツ指導 者育成・研修事 業	ビーチバレーを中心と したスポーツ指導者の 育成及び資質向上を目 的とした研修事業の企 画・運営	(A)年3回 (B)新舞子ビーチコ ート (C)1~3名	(D)研修参加者 (E)5名	9
(5) 国内外のビー チバレー団体と の連携・交流事 業	国内外のビーチバレー 関連団体との情報交換、 共同事業、交流イベント 等を通じた連携促進事 業	(A)年3回 (B)新舞子ビーチコ ート、碧南緑地ビ ーチコート (C)10名	(D)交流会参加 者 (E)100名超	60

特定非営利活動法人 BEACH TOKAI

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) ビーチバレー 教室・大会企 画・運営事業	ビーチバレーの技術向 上と競技力育成を目的 とした教室及び大会の 企画・運営	(A) 祝日・休日 (B) 新舞子ビーチ コート (C) 2～4名	(D) 教室・大会参 加者 (E) 40～50名	601
(2) スポーツ体験 イベント開催事 業	子どもや青少年を対象 とした、ビーチバレーを 含むスポーツ体験イベ ントの開催及び普及啓 発活動	(A) 年6回 (B) 新舞子ビーチ コート (C) 1～3名	(D) イベント参 加者 (E) 20名	116
(4) スポーツ指導 者育成・研修事 業	ビーチバレーを中心と したスポーツ指導者の 育成及び資質向上を目 的とした研修事業の企 画・運営	(A) 年6回 (B) 新舞子ビーチ コート (C) 2～4名	(D) 研修参加者 (E) 10名	18
(5) 国内外のビー チバレー団体と の連携・交流事 業	国内外のビーチバレー 関連団体との情報交換、 共同事業、交流イベント 等を通じた連携促進事 業	(A) 年6回 (B) 新舞子ビーチ コート、碧南緑 地ビーチコー ト (C) 10名	(D) 交流会参加 者 (E) 200名超	180

活動予算書

法人成立の日から 令和8年1月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取入会金	150,000	
賛助会員受取入会金	0	
正会員受取会費	120,000	
賛助会員受取会費	0	270,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
受取助成金	0	0
4. 事業収益		
ビーチバレー教室・大会企画・運営事業収益	38,500	
スポーツ体験イベント開催事業収益	13,000	
スポーツ指導者育成・研修事業収益	9,250	
国内外のビーチバレー団体との連携・交流事業収益	0	60,750
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		330,750
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
諸謝金	210,000	
印刷製本費	0	
消耗品費	40,000	
支払保険料	55,750	
会議費	0	
旅費交通費	0	
通信運搬費	0	
賃借料	14,400	
その他経費計	320,150	
事業費計		320,150
2. 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
諸謝金	0	
印刷製本費	0	
会議費	0	
旅費交通費	0	
通信運搬費	0	
消耗品費	0	
水道光熱費	0	
賃借料	0	
保険料	0	
租税公課	0	
雑費	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		320,150
当期正味財産増減額		10,600
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		10,600

活動予算書

令和8年2月1日 から 令和9年1月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	25,000		
賛助会員受取入会金	30,000		
正会員受取会費	360,000		
賛助会員受取会費	0	415,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000	300,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	1,000,000	1,000,000	
4. 事業収益			
ビーチバレー教室・大会企画・運営事業収益	53,000		
スポーツ体験イベント開催事業収益	26,000		
スポーツ指導者育成・研修事業収益	18,500		
国内外のビーチバレー団体との連携・交流事業収益	0	97,500	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,812,500
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	680,000		
印刷製本費	0		
消耗品費	100,000		
支払保険料	87,500		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
賃借料	48,000		
その他経費計	915,500		
事業費計		915,500	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	600,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	600,000		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費計		600,000	
経常費用計			1,515,500
当期正味財産増減額			297,000
前期繰越正味財産額			10,600
次期繰越正味財産額			307,600